

令和5年度 京都式農福連携補助金の御案内

京都式農福連携補助金とは？

障害者の就労促進や居場所を創造するとともに、地域の多種多世代の人々が地域の担い手となる共生社会づくりを推進するため、福祉事業所による農業と福祉を通じて地域と共生を図る事業に対して支援する補助金です。



申請期間：令和5年6月30日(金)午後5時まで

(1) 農福連携スタートアップ事業

新たに農福連携に取り組む福祉事業所を対象に、**初期投資費用**を支援します！

◆ 主な活用例

- ・ ビニールハウス整備やトラクター導入など農業生産に係る施設・設備費用
- ・ 加工場の整備や調理器具導入など農作物加工に係る施設・設備費用
- ・ カフェスペース・サロンなど販売や地域交流に係る施設・設備費用

補助対象
経費上限

5,000千円

補助率

2/3

(2) - 1 地域共生社会推進事業

農福連携を通じた**障害者の社会参加促進**や、**農福連携の普及啓発**に係る費用を支援します！

◆ 主な活用例

- ・ マルシェなど地域交流イベントの開催に係る費用
- ・ 販売事業の宣伝や農福連携の普及啓発などの広報に係る費用
- ・ 利用者や事業所職員を対象とした農業等の研修の開催・参加に係る費用

補助対象
経費上限

3,000千円

補助率

2/3

(2) - 2 地域課題対策事業

農福連携を通じて**地域課題の解決**に取り組む事業に係る費用を支援します！

◆ 主な活用例

- ・ 有害鳥獣対策のための電気柵設置に係る費用
- ・ 耕作放棄地開墾に係る費用
- ・ 地域特産品の生産に係る施設・設備費用

補助対象
経費上限

1,000千円

※(2)-1と同時に申請する場合、
補助対象経費上限は合計で3,000千円

補助率

2/3

(3) 6次産業化促進事業

利用者の**工賃向上**につながる、**6次産業化**に取り組む事業に係る費用を支援します！
事業計画作成に当たり、**アドバイザー**による支援を実施します！

◆ 主な活用例

- ・ 加工場の整備や調理器具導入など農作物加工に係る施設・設備費用
- ・ 農産物・農産加工品を使用・販売するカフェスペースに係る施設・設備費用
- ・ 他団体と連携した6次産業化スキームの構築・運用に係る費用

補助対象
経費上限

5,000千円

補助率

2/3

※制度や申請方法の詳細については「**京都式農福連携補助金交付要綱**」及び「**令和5年度京都式農福連携補助金申請要領**」を御覧ください。

お問合せ先(応募先)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
きょうと農福連携センター事務局(京都府健康福祉部障害者支援課内)
TEL:075-414-4600
E-mail:noufuku@pref.kyoto.lg.jp

農と福祉がつながって、日本を元気に！

ノウ フク
PROJECT